

■適正な計量管理について

計量器(はかり)は、水平場所への設置、温度、風、振動、ノイズなどに加え、重力加速度の大きさ(緯度や高度による変化)といった外的要因により誤差を生じることがあるだけでなく、はかり固有の要因によっても誤差が生じることがあります。正しい方法でご使用いただくのはもちろんのこと、定期的に適当な標準(分銅など)を用いて確認し、正しい計量を維持してください。

※計量器(はかり)をご用命の際には、ご使用される都道府県をお知らせください。
(北海道、東京都、鹿児島県につきましては、市町村までお知らせください。お客様にて使用場所に応じた重力加速度設定を実施いただく一部の機種を除きます。)

■特定計量器

取引もしくは証明における計量に使用されたり、主として一般消費者の生活用に供される計量器(はかり)のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造または器差に係わる基準を定める必要があるとして、政令でこれを定めるものをいいます(計量法2条)。

■検定

検定においては、検定検査規則に定める性能・構造が基準に適合し、器差が同規則内に定める検定公差内であることが合格条件になります(計量法71条)。検定合格となった特定計量器には、検定証印等が付されます。この証印が付されていることが、取引・証明に使用できる計量器(はかり)の“証”になります。言い換えれば、この証印が付されていないと、その計量器で計量された値は取引・証明に使用できません(計量法16条)。したがって、検定の必要、不要は、その計量器で計量した値の使用目的によります。

クボタは計量法に定められた「指定製造事業者」として国内メーカーでは先駆けてこの指定を受けており、特定計量器には自社検定によって検定証印と同等の効力を有する「基準適合証印」を付して出荷しております。



■定期検査

検定合格済みの計量器(はかり)を使用する者(計量証明事業者及び適正計量管理事業者を除く)は、都道府県知事、特定市町村長、または指定定期検査機関のいずれかが行う「定期検査」(計量法19条)もしくは計量士による代検査(計量法25条)を受けなければなりません。定期検査は、検定合格済みの計量器が、取引・証明用としてこれ以降も続けて使用できるかどうかを判断するために、2年に1度行います(施行令11条)。この際の合格条件は、以下の3点です(計量法23条)。

- ①検定証印等が付されていること
 - ②性能が検定検査規則に定める技術上の基準に適合すること
 - ③器差が、検定検査規則に定める使用公差を超えないこと
- 尚、定期検査の実施は、各地域によって異なります。

Wide variety of product lineup

Kubota supports weighing works with trust and 100 years of experience in various industries.

WEIGHING SCALES GUIDE of Kubota



クボタ標準はかりシリーズ 総合カタログ

- 本カタログに掲載のメーカー希望小売価格は消費税抜きと、消費税込み(10%)の価格を併記しています。
- 本カタログは2026年3月作成のものです。
- 仕様、外観等は改良のため予告なく変更することがあります。
- 本カタログに掲載の製品は日本国内仕様です。

〈製造元〉

株式会社 **クボタ** 《精密機器事業ユニット》

ホームページアドレス <https://scale.kubota.co.jp/>

《販売店》

〈販売元〉

株式会社 **クボタ計装**

東京支社 〒104-8307 東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー TEL (03)3245-3915 FAX (03)3245-3919
中部支社 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目12番14号 アーバン三の丸 TEL (052)220-6600 FAX (052)220-6602
関西支社 〒581-0072 大阪府八尾市久宝寺6丁目7番24号 TEL (072)993-1885 FAX (072)993-1929
中国支店 〒730-0802 広島県広島市中区本川町3丁目4番22号 YSビル201号 TEL (082)208-3828 FAX (082)231-3950

ホームページアドレス <https://www.kubota-keiso.co.jp/>
お客様ご相談窓口(コールセンター) ☎0120-732-058(フリーダイヤル) 受付:当社営業日の8:30~17:00



ISO-9001 品質マネジメントシステム認証取得
株式会社クボタ 精密機器事業ユニット